（案）

自動販売機の販売手数料に関する契約書

高松市（以下「発注者」という。）が●●●（以下「受注者」という。）に対して、使用許可した自動販売機の販売手数料について、発注者と受注者は、次の条項により、契約を締結した。

（対象とする自動販売機）

第１条　対象とする自動販売機は、次のとおりとする。

設置場所及び台数	使用許可期間
高松市国分寺町国分２１７７番地１ 高松市讃岐国分寺跡資料館　屋外１台	令和９年２月１日から 令和９年３月３１日まで
高松市牟礼町牟礼１８１０番地 高松市石の民俗資料館　屋外２台	

（販売手数料）

第２条　自動販売機の販売手数料は、１台当たり、当月売上げに対して●●％（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　受注者は、発注者に対して毎月の業務完了後、速やかに書面による報告を行い、発注者は、受注者に対して販売手数料を請求するものとする。

３　受注者は、前項の請求に対して、発注者の指定する期日までに第１項の金額を支払うものとする。

（契約の有効期間）

第３条　この契約の有効期間は、第１条の使用許可期間とするが、使用許可が更新された場合は、新しい使用許可期間と同じ期間、継続するものとする。ただし、当初の使用許可開始日から５年を超えないものとする。

（定めのない事項等の処理）

第４条　この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　高松市

高松市長　　大西　秀人

受注者